

短期入所生活介護における長期利用者に関わる請求について

短期入所生活介護における長期利用者への請求について市に寄せられる質問が多いことから、改めて長期利用者への請求について様々な例をもとにまとめました。詳細は以下のとおりです。

(表中の記号)

- (1) : 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合の短期入所生活介護費
- (2) : 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所へ入所している場合の減算

①同一の事業所に連続して入所している場合(31日目自費)

		28	29	30	31	32	33	34	
A		28	29	30	31	1	2	3	

(自費)

(1): 31日目を自費とすることで連続が途切れるため、32日目を第1日目として再カウントする。

(2): 31日目から減算となる。

②同一の事業所に連続して入所している場合(29日目自費)

		28	29	30	31	32	33	34	
A		28	29	1	2	3	4	5	

(自費)

(1): 29日目を自費とすることで連続が途切れるため、30日目を第1日目として再カウントする。

(2): 31日目から減算となる。

③同一の事業所を退所し、再び入所する場合(30日目退所、31日目再入所)

		28	29	30	31	32	33	34	
A		28	29	30	31	1	2	3	

(退所) (再入所)

(1): 31日目を自費とすることで連続が途切れるため、32日目を第1日目として再カウントする。

(2): 31日目から減算となる。

④同一の事業所を退所し、再び入所する場合(29日目退所、30日目再入所)

		28	29	30	31	32	33	34	
A		28	29	30	31	1	2	3	

(退所) (再入所) (自費)

(1): 31日目を自費とすることで連続が途切れるため、32日目を第1日目として再カウントする。

(2): 31日目から減算となる。

⑤同一の事業所を退所し、再び入所する場合(29日目退所、31日目再入所)

		28	29	30	31	32	33	34	
A		28	29		1	2	3	4	

(退所) (再入所)

(1): 29日目で連続が途切れるため、31日目を第1日目として再カウントする。

(2): 減算は生じない。

<p>⑥同一事業所に入所している場合で、保険者がX保険者からY保険者になる場合</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(自費)</p> <p>X保険者 Y保険者</p>		28	29	30	31	32	33	34	A	28	29	30	31	1	2	3	<p>(1): Y保険者での第1日目が31日目となり自費となる。※ただし月の途中で保険者が変わった場合、介護給付費明細書は2件提出することになる</p> <p>(2): 31日目から減算となる。</p>
	28	29	30	31	32	33	34											
A	28	29	30	31	1	2	3											
<p>⑦同一事業所に入所している場合で、二つの要介護認定期間をまたがる場合</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(自費)</p> <p>要介護4 要介護5</p>		28	29	30	31	32	33	34	A	28	29	30	31	1	2	3	<p>(1): 要介護5での第1日目が31日目となり自費となる。</p> <p>(2): 31日目から減算となる。</p>
	28	29	30	31	32	33	34											
A	28	29	30	31	1	2	3											
<p>⑧同一事業所に入所している場合で、要支援から要介護となった場合</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(自費)</p> <p>要支援 要介護</p>		28	29	30	31	32	33	34	A	28	29	30	31	1	2	3	<p>(1): 要介護での第1日目が31日目となり自費になる。</p> <p>(2): 31日目から減算となる。</p>
	28	29	30	31	32	33	34											
A	28	29	30	31	1	2	3											

⑨A事業所を退所し、翌日にB事業所に入所する場合(30日目退所、31日目入所)		28	29	30	31	32	33	34	(1): B事業所の初日が31日目となるため自費となり、32日目を第1日目として再カウントする。	
	A	28	29	30						
	(退所)									
	B				31	1	2	3		(2): 減算は生じない。
					(入所)					

⑩A事業所を退所し、翌日にB事業所に入所する場合(31日目退所、32日目入所)		28	29	30	31	32	33	34	(1): A事業所の31日目が自費となり、B事業所の初日を第1日目として再カウントする。	
	A	28	29	30	31					
	(退所)									
	B				1	2	3		(2): 減算は生じない。	
					(入所)					

⑪A事業所を退所し、同日にB事業所に入所する場合(30日目退所、31日目入所)		28	29	30・31	32	33	34	35	(1): B事業所の初日が31日目となるため自費となり、32日目を第1日目として再カウントする。	
	A	28	29	30						
	(退所)									
	B			31	1	2	3	4	(2): 減算は生じない。	
				(入所)						

⑫A事業所を退所し、同日にB事業所に入所する場合(31日目退所、32日目入所)

	28	29	30	31・32	33	34	35
A	28	29	30	31			
				(退所)			
B				1	2	3	4
				(入所)			

(1): A事業所の31日目が自費となり、B事業所の初日を第1日目として再カウントする。

(2): 減算は生じない。

⑬短期入所生活介護事業所を退所し、翌日に短期療養介護事業所へに入所する場合

	28	29	30	31	32	33	34
短期入所	28	29	30				
				(退所)			
短期療養				1	2	3	4
				(入所)			

(1): サービスが異なるので連続してカウントはせず、短期入所療養介護事業所に入所した日を第1日目としてカウントする。

(2): 減算は生じない。

※同日入退所の場合も同様

注) : 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日および退所等した日の両方を含む。